

(写)

4水経第213号  
令和4年7月27日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会  
会長 丸山 宏 様

岡崎市長 中根 康浩



適正な水道料金のあり方について（諮問）

このことについて、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）第2条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

適正な水道料金のあり方について（令和7年度から令和10年度までの4年間）

2 諮問の趣旨

水道事業は、水道法において、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と定められ、また、地方財政法では、公営企業に位置付けられ、独立採算制の原則により、水道料金を主な財源として運営されています。この料金については、地方公営企業法において、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ」と定められています。

この規定の趣旨に基づき、平成17年4月に水道料金を平均16.67%改定し、以降、水道料金を据え置き、水道施設及び水道管路の維持管理・整備に要する経費を賄ってまいりました。

しかし、近年は、単身世帯の増加等による世帯構成の変化や節水型社会への移行等に伴い水需要は減少傾向にある一方、安全で安心な水道水の安定供給を維持していくためには、老朽化した施設や管路の更新、地震等の災害に備えた耐震化に重点的に取り組んでいく必要があるなど、水道事業経営を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

つきましては、将来にわたり水道事業の健全な経営を図るため、適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。



中根市長から丸山会長（右）へ諮問書「適正な水道料金のあり方について」の伝達  
（令和4年7月27日 水曜日）

適正な水道料金のあり方について、第三者を交えた定期的な議論を行い、将来にわたり水道事業の健全な経営を図るため、審議会へ諮問するものです。